

「紀陽年金定期」商品概要説明書

(2024年4月1日現在)

1	商品名	・紀陽年金定期
2	販売対象	・紀陽銀行で「国民年金」「厚生年金」「各種共済年金」等の公的年金をお受け取りの方、または新たに受け取られるお客さま(指定替えされるお客さまも含まれます)。 ※紀陽年金定期をご利用中は、継続して紀陽銀行で年金をお受け取りいただくことが条件となります。 ・制度上、公的年金資格をお持ちでない65才以上の日本国内にお住まいの外国人のお客さま。
3	預入期間	・1年
4	預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・ご本人名義で一人さま100万円以内 ・1円単位
5	払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6	利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・スーパー定期の店頭表示利率+0.20% ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・1年を365日とする日割計算をおこないます。 ・付利単位:1円 ・付利最低残高:1円
7	満期時の取扱	・非自動継続・自動継続(元金継続のみ) <自動継続扱いのお客さまへ> ・紀陽年金定期をご利用中、継続して紀陽銀行で年金をお受け取りいただくことで満期日に紀陽年金定期として自動継続させていただきます。なお、お利息はご指定の預金口座に入金させていただきます。 ・紀陽銀行にて年金の受取が確認できない場合、自動継続後の定期預金利率は店頭に表示する継続日のスーパー定期1年ものの利率となりますので、あらかじめご了承ください。 ・満期到来分の上乗せ金利幅は、自動継続時点の上乗せ金利幅で継続されます。
8	付加できる特約	・マル優の取扱いが可能です。
9	中途解約時の取扱い	・定期預金を上乗せ金利適用期間中に解約された場合、上乗せ金利は適用されず、お預け入れ日から解約日まで所定の中途解約利率が適用になります。ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。
10	その他参考となる事項	・年金受取口座のあるお取引店のみでのお取扱いとさせていただきます。 ・在日外国人の方については、取扱店舗の制限はございません。ただし、お一人さま一店舗のみとさせていただきます。
11	税金	・源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%) ※2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税が課され 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。
12	当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772